

## 定期積金規定

佐賀信用金庫  
2020年4月現在

### 1. (掛金の払込み)

この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。  
払込みの時は必ずこの定期積金通帳をお差出ください。

### 2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。  
または通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。

### 4. (給付補てん金等の計算)

(1) この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

- ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および「共通規定」第4条第4項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- ③ この計算の単位は100円とします。

### 5. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 6. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

### 7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期性預金等 共通規定」により取扱います。

以上